

	新	旧
第 3 条（決済日・ロールオーバー）	3. ロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日（当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日）の前営業日（ただし、米ドル／カナダ <u>ドル</u> の場合は、当初取引の決済日（当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日））とします。また、当該取引の結果生じたスワップポイントの損益（ロールオーバー損益）は、 <u>約定日に、未決済スワップとして、前営業日までの未決済スワップ累計額（当該時点までにスワップ振替を行った金額を除く）に加算・減算します。</u>	3. ロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日（当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日）の前営業日（ただし、米ドル／カナダの場合は、当初取引の決済日（当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日））とします。また、当該取引の結果生じたスワップポイントの損益（ロールオーバー損益）は、 <u>決済日ごとに、お客さまの取引口座への入出金記帳により清算します。</u>